

## 議会からの質問状に対する回答

2026年2月19日作成

2026年3月9日提出

山ノ内町長 平澤 岳



### 1. PCGの特別顧問の就任について

(ア) 就任した時期、契約期間、役職名および職務内容。

A：特別顧問として2025年2月より就任。職務内容はスキー場開発に関する助言の提供。

(イ) 就任に至った経緯（誰からの打診か、どのような理由で受諾したのか）

A：PCG社代表であるケンチャン氏からの要望を受け、就任に至った。

(ウ) 報酬および金銭以外の利益供与（交通費、宿泊費、接待等）の有無。

A：議会でお答えした通り。打ち合わせ等の際の交通費および宿泊費（食事含む）は先方負担であるが、接待等を受けた事実はない。

(エ) PCGまたは関連企業が、山ノ内町内で事業・投資・開発等を検討・実施している事実

A：民間企業の活動であり、守秘義務に基づき回答を差し控える。

(オ) 町長からPCGまたは関連企業に対し、町政に関わる働きかけや情報提供およびPCGまたは関連企業からの働きかけなどの有無。

A：夏祭りの「山ノ内どんどん」への協賛依頼をし、お祭りに協賛をいただいた。それ以外の町政に関わる働きかけや情報提供を行った事実はなく、先方からの働きかけもない。

(カ) PCGとの関係で利益相反などが懸念されるが、町長の考えは。

A：町長個人が利益を受けている事実はなく、利益相反に該当しない。

(キ) 特別顧問就任にあたり、事前に町内理事者等への相談の有無。

A：事前に町内理事者等への相談は行っていない。

(ク) PCG代表と渡仏した事実の有無（あった場合は具体的内容）。

A：2025年3月20日～22日にフランスのスキー場(Alpe d'huez)およびゴンドラ工場(Chambéry)を視察した。

1人で20日に渡欧、フランス・シャモニースキー場にて某ホテル経営会社CEOとミーティング、山ノ内町へのホテル誘致の相談。20日夜にPCG社メンバーとAlpe d'huezにて合流、スキー場の視察、22日Chambéryにてゴンドラ工場視察、サン・ジェルヴェ・レ・バンにて宿泊、市長と夕食を取り、23日ジュネーヴより帰国の途へ。

ジュネーヴ往復航空券・宿泊(Alpe d'huez)はPCGが手配。レンタカーおよびサンジェルヴェでの宿泊は私自身が手配。

(ケ) 町民への説明責任。

A：町民・町政に不利益を与えるものではなく、将来的に町にも利益のある可能性がある活動と判断しており、町民や町政に対して現時点においては何らの影響を与えるものではないため、説明する段階にはないと考えています。

### 2. 一般財団法人などと町長職の兼務について

(ア) 一般財団法人山ノ内まちづくり観光局および、やまのうちスポーツクラブの理事長を兼務するに至った理由。

A：一般財団法人山ノ内まちづくり観光局および、やまのうちスポーツクラブは、いずれも町の観光振興、スポーツ振興、地域活性化を目的として設立された団体であり、行政・民間・地域が連携して事業を推進することが求められる性格の組織である。

設立当初及び運営初期においては、町の方針や公共性を踏まえた運営体制を早期に構築する必要があったことから、町長としての立場で関与し、組織の立ち上げと安定的な運営基盤の構築を図る目的で、理事長を兼務することとした。

観光局については公社時代から町長が理事長を兼務しており、その経緯を踏襲している。

(イ) これらの団体と町との利害関係について、どのような整理・配慮をしているか。

A：これらの団体と町との関係については、町の施策と団体の事業が適切に連携しつつも、意思決定や執行の過程が混同されることのないよう、以下の点を基本として整理・配慮している。

- 町と団体との間で行われる事業、補助、委託等については、法令及び関係規程に基づき、所管部局が主体となって手続きを行い、透明性が確保される形で決定されていること
- 団体の事業運営や内部の意思決定については、理事会等の組織的な意思決定機関により行われ、町長個人の判断によって決定されるものではないこと
- 町長としての立場と、団体運営における役割が混同されることのないよう、判断・執行・監督の区分を意識した運営を行っていること

このように、町と団体との関係性が、特定の個人の判断に過度に依存することのないよう、制度と手続を通じた整理と配慮を行っている。

(ウ) 今後の対応は。

A：兼務自体が直ちに不適切とは考えていないが、ガバナンス確保には引き続き留意していく。なお、独立性を確保するため、将来的には町長が理事長を兼務する状況を解消することが望ましいと考えている。

### 3. 米国で開催された長野県「観光セミナー・商談会」における町長の行動について

(ア) ロサンゼルスおよびホノルルでの活動は、すべて公務として実施されたものか、私的活動を含むものか。

A：食事や買い物などの時間はプライベートだが、日中の長野県との共同プロモーションや商談会は全て公務だったと認識している。

(イ) 当該出張の活動報告は（記録があれば提出を望む）。

A：帰国後提出した報告書を別紙添付。

(ウ) ワールドシリーズ（ドジャー・スタジアム）の観戦において、チケット入手方法および費用負担、また同行者の有無は。

A：チケットはオンラインで個人でインターネットにて購入した。観光セミナー・商談会に参加していた町内事業者が1名、一緒に観戦に行った。プライバシー保護の観点から氏名などは回答を差し控える。

観戦は午後18時ごろから、当日はLAにお昼頃に到着し、午後ホテルにチェックイン後、夕方～夜にかけて一切公務が予定されていなかった日である。

(エ) ホノルルで延泊した理由と経緯（実際の行動、影響した費用、負担者など）。

A：町内事業者である一般社団法人志賀高原索道協会からの依頼により、打ち合わせ・営業活動サポートのため延泊した。航空券の変更にかかる費用、宿泊にかかる費用は全て自己負担とした。

### 4. 町長が関与する会社のビジネスと町長公務との関係について

(ア) 町長が所属する会社の所在地、事業内容、事業実績は。

A：所在地 長野県東御市

事業内容 イベント企画運営、テント販売、飲食店経営、スポーツ関連事業

事業実績 以前の議会でも答弁しているが、XGAMES の日本誘致・開催などのイベント企画運営など

(イ) 当該企業が町内で取引や事業を行っている事実の有無。

A：飲食店経営およびスノーアクティビティ事業を町内で運営している。

山ノ内町との取引は一切ない。

(ウ) 公用車、公費出張、職員、庁舎設備、メール等の公共財産等を、私的または民間企業関連の活動に使用した事実の有無。

A：公用車、公費出張、職員、庁舎設備、メール等、いずれも私的、または民間企業関連の活動には使用していない。

SNS (Facebook 等) における投稿について

町長が SNS 上でおこなった 12 月議会の組織条例の議決に関する発信で、

① 「議会を十分に説得できなかった点については、私たちの力不足であったと受け止めていますが、町民の安全を守るための組織改革が反対されたことには、正直なところ大きな驚きを感じています。さらに、審査する委員会では可決され、特段の反対意見も報告書には記載されていませんでした。その後の本会議で否決されたことについては、議会や議員の意思決定の在り方として疑問を感じざるを得ません。議論すべき場で十分な議論をせずに、本会議で否決することは、議会という制度そのものの趣旨を軽視しているようにも映ります。」

② 「町の安心・安全の向上よりも、別の価値観を重視する議員が多いのではないかと感じてしまう点についても、率直に失望しています。」

という内容がありました。

(ア) 委員会審査および本会議での審議には何ら問題はないと議会運営委員会で判断しているが、この発信の意図は。

A：本発信は、議会運営委員会が判断しているような委員会審査や本会議の手続の適法性そのものを問題視したものではありません。

一方で、町長としては、町民の安全・安心に関わる重要な組織改正案について、委員会と本会議で結論が異なった背景や、委員会報告に意見が記載されていなかった事実、その過程においてどのような議論や価値判断がなされたのかについて、町民に説明する責任があると考えています。

本発信は、その責任の中で、議決結果を受け止めた町長としての問題意識や疑問を率直に示したものであり、議会運営上の手続を否定する趣旨ではありません。

(イ) それらの発信が、議会軽視、議員を侮辱していると取られるが、どのように認識しているか。

A：私自身としては、そのような認識は持っていません。

発信内容は、議会や議員個人の人格、立場、権限を否定するものではなく、組織改正という政策判断に対して、町長としての問題意識を述べたものです。

政策や意思決定の在り方について意見を表明することは、議会という制度を軽視したり、議員を侮辱したりすることとは性質を異なると考えています。あくまで個人の意見としての発信であり、議会の権限や議決結果そのものを否定する趣旨ではありません。

なお、「侮辱」とは一般に、公然と特定の個人を軽蔑する表現等により名誉感情を害することを指すものと理解しています。本発信は、特定の議員の人格等を貶める表現や名指しによる攻撃を行ったものではなく、対象は政策判断と意思決定過程に関する問題意識です。したがって、本発信を「侮辱」と評価するのは適切ではないと考えています。

以上